

令和5年度 宇治市総合事業事業者 指導・監査実施計画

1. 基本方針

介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第1号事業」という。）の実施に当たり、同法及び関連法令の規定に基づき、①法令が遵守されているか ②適正な第1号事業の支給がなされているか ③利用者の尊厳が保持され、利用者本位のサービス提供がなされているか 等の観点から、第1号事業を行う事業者（以下「総合事業事業者」という。）に対して、指導・監査を行うこととする。

2. 根拠法令等

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第44号）
- (3) 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年宇治市告示第45号）
- (4) 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等指導要項（平成29年制定）
- (5) 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等監査要項（平成29年制定）

3. 対象事業所

総合事業事業者が開設する、宇治市内の第1号事業を行う事業所（以下「総合事業事業所」という。）

4. 指導の形態

(1) 集団指導

総合事業事業所を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 運営指導

総合事業事業所において、関係書類等を閲覧し、関係者との面談等により行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用する場合がある。

5. 集団指導

年に1回実施する。実施方法については、本市ホームページへの資料掲載とする。

6. 運営指導

(1) 実施回数

宇治市内の全ての総合事業事業所を対象に、原則として6年に1回（指定有効期間内）を目安に実施する。ただし、新規指定を行った事業所または直近の実地指導の結果、指摘事項が多数確認された事業所の場合は、この限りではない。

なお、実施にあたっては、事業所等の感染防止対策に十分配慮することとし、感染状況を踏まえて、延期も含め慎重に検討する。

(2) 指導体制

2名以上の職員により行うこととし、うち1名は原則として主任以上の職にある者を充てる。

(3) 指導日数

原則として、1事業所につき半日とする。ただし、併設の場合は1日もあり得る。

(4) 指導通知

指導対象となる総合事業事業所を決定したときは、あらかじめ文書により日時及び場所等について事業所に通知する。ただし、高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知する。

(5) 重点事項

☆運営指導事項

- ・ 利用者の生活実態の把握
- ・ 介護計画の一連のプロセス
- ・ 虐待、身体拘束廃止についての取り組み
- ・ 業務継続に向けた取組の強化
- ・ 感染症対策の強化
- ・ ハラスメント対策 等

☆報酬請求指導事項

- ・ 報酬請求の根拠資料の把握
- ・ 報酬請求の記録確認

☆法令順守事項

- ・ 人員、設備及び運営の状況等について行う。

(6) 自主点検の実施

毎年、自主点検表により、自らの事業所の取組みについて確認をお願いして

いるが、運営指導の対象から外れた事業所は、「運営指導による文書指摘事項の具体例」の確認事項等を中心に、自主点検に取り組むこと。

7. 監査

(1) 監査の実施

通報・苦情・相談等に基づく情報、介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す総合事業事業者、一体的に運営する訪問介護事業所及び通所介護事業所への法第 23 条及び第 24 条による指導又は法第 76 条の監査で確認した指定基準違反等がある場合等は、速やかに監査を行う。

なお、実地指導中に、明らかな不正又は著しい不当等が疑われる場合も監査を行うことがある。

(2) 監査体制

2 名以上の職員により行うこととし、そのうち 1 名は、原則として宇治市健康長寿部介護保険課の職員を宛てる。

8. 指導・監査後の処理

ア 文書指摘

運営指導においては、法令基準違反の事実があり改善を要すると認められる事項については、当該総合事業事業者に対し文書指摘として書面で通知し、1 か月以内に改善報告書の提出を求める。

イ 自主点検及び自主返還指示

運営指導において、第 1 号事業の内容、第 1 号事業支給費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該総合事業事業者に対し、当該指摘事項に関し、指導前 5 年間に遡って自主点検を行わせ、その結果を報告させるものとし、第 1 号事業支給費の返還の必要がある場合は、自主返還の指示を行うとともに、関係機関に通知する。

ウ 勧告

指導・監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案して上記アの文書指摘以上に強い指導を行う必要があると認められる場合は、当該総合事業事業者に対し、期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

エ 業務改善命令

上記ウの勧告を受けた当該総合事業事業者が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置をとらなかった場合であって、当該勧告に係る基準違反の規模、期間、内容等を勘案し必要があると認められる場合には、当該総合事業事業者

対して期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

なお、同命令を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係機関に対し連絡する。

オ 指定等の取消又は効力停止

指導・監査の結果、指定の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、当該事実の内容、悪質性及び重大性、改善の可能性等を勘案し、必要があると認められる場合には、当該総合事業事業者の指定の取消し又は期間を定めてその効力を停止する。

なお、指定の取消又は効力停止を行った場合は、その旨を速やかに公示するとともに、関係機関に対し連絡する。

カ 加算金

指導・監査の結果、第1号事業支給費の返還が生じる場合であって、総合事業事業者が偽りその他不正の行為により第1号事業支給費の支払を受けていたことが確認されたときは、過去2年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、当該額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう当該総合事業事業者に指示するとともに、支払を求めるよう関係機関に通知する。

キ 公表

上記ウの勧告を行った場合であって期限までに改善措置が履行されなかった場合は、法令基準違反の程度を勘案した上で公表する。上記エ又はオの処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

ク 聴聞等

上記オの処分を行おうとする場合には、宇治市行政手続条例（平成9年宇治市条例第3号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続を行う。ただし、同条第2項の規定によりこれらの手続を執ることを要しない場合を除く。